

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第515号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年10月4日

長野県知事 村 井 仁

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画駐車場事業

7号 松本駅アルプス口(西口)自転車駐車場

3 事業施行期間

平成19年10月4日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

松本市深志1丁目及び巾上地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月4日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くりっく・わん

3 代表者の氏名

瀧 善 夫

4 主たる事務所の所在地

諏訪郡下諏訪町6158番地9

5 定款に記載された目的

この法人は、諏訪地域住民を対象に、パーソナルコンピュータやインターネットを利用するためのIT関連事業を行い、地域住民の生き甲斐作り、地域の活性化を推進することによって情報時代に即応したコミュニティ作りに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成19年10月4日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

軽井沢・プリンスショッピングプラザ・イースト

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社プリンスホテル

東京都豊島区南池袋1-16-15

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成19年5月31日

4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により軽井沢町から聴取した意見

必要に応じ駐車場経路の変更・臨時駐車場の確保その他の対策を講じ、公道における入庫待ち行列による交通渋滞を発生させないよう最大の注意を払うこと。

(理由)

夏期等に来客数が大幅に増加するなどの本地域の特性に応じた臨機の対応が必要とされるため。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県佐久地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成19年10月4日から平成19年11月4日まで

産業政策課

公告

平成19年9月27日、長野県日滝原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年10月4日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

平成19年10月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 試験日時
平成19年11月9日(金) 午前10時から正午まで
- 2 試験場所
松本市中央4丁目7番26号
長野県松本勤労者福祉センター 大会議室
- 3 試験科目
筆記により、次の科目について行う。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書
イ 写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
(2) 受験手数料
受験手数料(8,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないこと。)納付すること。
(3) 受付期間
平成19年10月12日(金)から10月26日(金)まで(郵送による場合は、平成19年10月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。)
(4) 受付場所
長野県土木部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)
- 5 合格発表
平成19年11月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示する。
- 6 その他
(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県土木部河川課及び県内各建設事務所において交付する。
(2) この試験についての問い合わせは、長野県土木部河川課(電話 026-235-7308)に行うこと。

河川課

公告

平成19年9月25日、南佐久郡南牧村による樽の原地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成19年10月4日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

農地整備課

公告

上田市坂城町欠口土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年10月4日

長野県上小地方事務所長 安江 幸大

理事

新任

氏名	住所
足立 芳紀	上田市上塩尻902番地1
塩野崎 利英	上田市下塩尻44番地
三浦 守明	上田市下塩尻679番地
高橋 鉄太郎	上田市下塩尻449番地3
太田 正一	埴科郡坂城町大字南条7115番地
三橋 勉	埴科郡坂城町大字南条950番地
塩入 重信	埴科郡坂城町大字南条5934番地2
中島 昭信	埴科郡坂城町大字中之条801番地
中島 忠重	埴科郡坂城町大字中之条703番地

重任

氏名	住所
山崎 裕幸	上田市下塩尻194番地1
梅原 仁	上田市下塩尻488番地3
宮崎 袈裟喜	埴科郡坂城町大字南条2174番地

退任

氏名	住所
春原 哲夫	上田市上塩尻892番地
宮下 正利	上田市下塩尻450番地1
梅原 馨	上田市下塩尻680番地
杓掛 貞信	上田市下塩尻180番地1
山崎 進一	埴科郡坂城町大字南条6919番地
赤池 千秋	埴科郡坂城町大字南条4478番地1
赤池 忠一	埴科郡坂城町大字南条242番地
中嶋 茂	埴科郡坂城町大字中之条823番地
中城 和衛	埴科郡坂城町大字中之条1125番地1

監事

新任

氏名	住所
春原 清次	上田市上塩尻928番地
足立 道雄	上田市下塩尻740番地4
吾妻 忠嘉	埴科郡坂城町大字南条246番地
中島 邦雄	埴科郡坂城町大字中之条57番地

退任

氏名	住所
春原 弘	上田市上塩尻913番地
塩野崎 輝男	上田市下塩尻18番地

沢崎 克明 埴科郡坂城町大字南条6046番地1

青木 暉和 埴科郡坂城町大字中之条510番地

農地整備課

公告

長野平土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成19年10月4日

長野県長野県地方事務所長 片山 昌男

理事

新任

氏名 住所

轟 渡 長野市大字大豆島1890番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月4日

長野県立木曽病院長 久米田 茂喜

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

総合呼吸機能自動解析システム 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成19年11月16日

(4) 納入場所

長野県立木曽病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達する物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院 事務局総務係

電話 0264(22)2703 内線 2213

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月17日 午後2時

イ 場所 長野県立木曽病院 2階講堂

(3) 郵送による入札書の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年10月4日

長野県教育委員会教育長 山口 利幸

1 落札に係る物品等の名称及び数量

県立高等学校校内LAN整備機器一式の賃借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局教学指導課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成19年8月20日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 株式会社N T T東日本ー長野
- (2) 所在地 長野市新田町1137ー5
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 4,042,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成19年7月5日

教学指導課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成19年10月4日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
交通誘導警備業務（1級）	平成20年 2月3日 （日）	午前8時30分 から 午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔 梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務（1級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 交通誘導警備業務の管理に関する こと。 工事現場その他人又は車両の通行 に危険のある場合における負傷 者等の事故が発生した場合におけ る応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 交通誘導警備業務の管理に関する こと。 工事現場その他人又は車両の通行 に危険のある場合における負傷 者等の事故が発生した場合におけ る応急の措置に関すること。

（注） 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

種 別	定 員
交通誘導警備業務（1級）	30人

（注） 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成19年11月7日（水）から11月8日（木）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成19年12月14日（金）までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3033）にお問い合わせください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正 誤

平成19年10月1日付け「長野県報目次」中	
ページ	行（箇所）
1	4
	長野県道路交通法施行細則等の一部
	正
	長野県道路交通法施行細則の一部

情報公開・法務課
